

「刑事手続き上の人権（31 条～40 条）  
（行刑上の問題を含む）・被害者の人権」

早稲田大学教授 田 口 守 一

1 はじめに

- (1) 「刑事手続き」に対する関心の増加
- (2) 2 つの憲法問題

2 刑事手続き上の人権に関する憲法規範の意義

- (1) 憲法の成立過程を顧みる。
  - ・刑事手続きに関連して「10 箇条」を設けたこと。
- (2) 憲法規範の抽象性を考える。
- (3) 被疑者・被告人の「人権」を考える。
  - ・「消極的人権」と「積極的人権」

3 刑事手続き上の人権各論

(1) 被疑者の人権

- (a) 適正手続（憲法 31 条）
- (b) 身柄拘束（憲法 33 条、34 条）
  - ・緊急逮捕（刑事訴訟法 210 条）の合憲性
  - ・『刑事訴訟法の一部を改正する法律案』（平成 16 年 国会）（被疑者の公的弁護制度の導入）
- (c) 搜索・押収（憲法 35 条）
  - ・『犯罪捜査のための通信傍受に関する法律』（平成 11 年 法律第 137 号）
  - ・『犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案』（平成 16 年 国会）における刑事訴訟法の一部改正案（電磁的記録の押収手続の整備）

(2) 被告人の人権

- (a) 被告人の権利 公判関係（憲法 37 条）

- (b) 被告人の権利 供述その他（憲法 38 条、39 条、40 条）
- (3) 裁判所の裁判を受ける権利（憲法 32 条）
  - ・『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案』（平成 16 年 国会）
  - ・裁判員制度の合憲性

#### 4 受刑者の人権

- (1) 残虐刑の禁止（憲法 36 条）
  - ・死刑制度の合憲性
- (2) 自由刑の執行
  - ・行刑改革会議『行刑改革会議提言 国民に理解され、支えられる刑務所 』（平成 15 年 12 月 22 日）
  - ・応報刑論と社会復帰論

#### 5 被害者の人権

- (1) 被害者論の台頭
- (2) 被害者の法的地位
  - ・被害者保護の必要性
  - ・被害者の手続参加
  - ・被害者の救済
- (3) 被害者の地位に関する法改正等
  - ・被害者への情報提供（「犯罪捜査規範」等）
  - ・刑事訴訟法改正（平成 12 年法律第 74 号）（被害者証人の保護措置、親告罪の告訴期間の撤廃等）
  - ・『犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律』（平成 12 年 法律第 75 号）（記録閲覧等）
- (4) 憲法論

#### 6 むすび

- ・「この国のかたち（constitution）」  
（『司法制度改革審議会意見書』（平成 13 年 6 月 12 日））
- ・「国家」の変化と「国民」の変化